

滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

1. 滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定根拠

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第7条第1項

第七条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、廃棄物処理法第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域(都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。)内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定する市)

第二条 法第七条第一項の政令で定める市は、豊田市、大阪市及び北九州市とする。

※以下、「ポリ塩化ビフェニル」を「PCB」と略記します。

2. PCB廃棄物処理基本計画および滋賀県PCB廃棄物処理計画の策定状況

PCB廃棄物処理基本計画(国計画)	滋賀県PCB廃棄物処理計画(県計画)
平成15年4月22日 PCB廃棄物処理基本計画策定	平成17年11月28日 滋賀県PCB廃棄物処理計画策定
↓ 処理期限延長等による変更	↓ 国の基本計画に伴う変更が必要
平成26年6月6日 PCB廃棄物処理基本計画変更	平成27年度中 滋賀県PCB廃棄物処理計画変更

整合性の確保



第四次滋賀県廃棄物処理計画

滋賀県内の廃棄物の減量その他
適正な処理に関する基本事項
(H28年度策定予定)

滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

3. PCB廃棄物処理基本計画および滋賀県PCB廃棄物処理計画の主な変更点

国策定 PCB廃棄物処理基本計画 H26.6.6変更

1. 今後の処理体制

○ 高濃度PCB廃棄物

① 安定器等・汚染物の処理

→ 北九州事業所、北海道事業所を活用

② 計画的処理完了期限、事業終了準備期間の設立

→ 最長でも平成37年度までに処理を完了

③ 安全操業を第一としつつ、一日でも早期に処理

2. 主な取組

○ 一日でも早い処理完了に向けた処理促進策

④ 掘り起こし調査

- ・ 未処理事業者の一覧表の作成
- ・ 処理時期の確認
- ・ 期限内の処理に向けた指導等

県策定 滋賀県PCB廃棄物処理計画 H28.3月変更

1. 今後の処理体制（滋賀県領域）

○ 高濃度PCB廃棄物

① 安定器等・汚染物の処理

→ 北九州事業所を活用

② 計画的処理完了期限、事業終了準備期間の設立

→ 処理完了：計画的処理完了期限（H33年度）を目標

③ 国の処理基本計画に準じ、一日でも早期に処理

○ 低濃度PCB廃棄物

④ PCB特措法の処理期限（H38年度）を目標

2. 主な取組

○ 一日でも早い処理完了に向けた処理促進策

⑤ 掘り起こし調査

- ・ 未処理事業者の一覧表の作成
- ・ 処理時期の確認
- ・ 期限内の処理に向けた指導等

⑥ 県・市町が自らのPCBを計画的に処理

- ・ 保管事業者に対し先導的な役割を果たす

滋賀県PCB廃棄物処理計画にかかる変更内容(骨子案)

現行	変更案	変更内容
<p>第1章 計画策定の背景と目的</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p><u>(1)PCBの歴史</u></p> <p>・<u>PCBの合成・製造開始からその禁止に至るまでの歴史</u></p> <p><u>(2)PCB特措法の制定</u></p> <p>・<u>PCB特別措置法の制定に至るまでの経緯</u></p> <p>・<u>JESCO設置に向けた動き</u></p> <p>2 計画の目的および期間</p> <p>・計画の目的</p> <p>県内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を</p> <p>・計画の期間</p> <p>平成17年度～平成28年度(目標年度)</p>	<p>第1章 計画策定の背景と目的</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>・<u>PCBの使用からその禁止に至るまでの歴史</u></p> <p>・<u>PCB特措法の制定および処理施設設置</u></p> <p>・<u>微量PCBの判明および無害化処理認定施設での処理開始</u></p> <p>・<u>JESCOの処理区域を超えた処理開始およびその経緯</u></p> <p>2 計画の目的および期間</p> <p>・計画の目的</p> <p>県内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を図る</p> <p>・計画の期間</p> <p>平成17年度～平成38年度</p>	<p>時点修正(JESCO設置および微量PCB、JESCOの処理対象区域を超えた処理開始の追記等)</p> <p>国計画変更による延長</p>
<p>第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状および処分見込量</p> <p>・<u>PCB含有機器の廃棄物保管状況、機器使用状況、処分見込量</u></p>	<p>第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状および処分見込量</p> <p>・<u>PCB含有機器の廃棄物保管状況、機器使用状況、処分見込量</u></p>	<p>時点修正</p>
<p>第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制</p> <p>1 <u>国内におけるPCB廃棄物処理体制</u></p> <p>・<u>JESCOの整備</u></p> <p>2 <u>県内のPCB廃棄物処理体制</u></p> <p>・<u>大型電気機器等についてJESCO大阪事業所において処分</u></p> <p>・<u>関西電力(株)の柱上変圧器については同社の処理施設で処分</u></p> <p>・<u>JESCO大阪対象外のものについては国が処分方法検討中</u></p> <p>3 <u>PCB廃棄物の収集運搬体制</u></p> <p>・<u>国策定のPCB廃棄物収集運搬ガイドラインに沿った運搬</u></p> <p>4 <u>保管事業者の処理に対する支援体制</u></p> <p>・<u>PCB廃棄物処理基金への拠出</u></p>	<p>第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制</p> <p>1 <u>PCB廃棄物処理体制</u></p> <p>(1) <u>拠点的広域処理施設における処理</u></p> <p>・<u>JESCOにおける処理および処理区域を超えた処理</u></p> <p>・<u>JESCOにおける新たな処理期限の設定</u></p> <p>(2) <u>無害化処理認定施設および都道府県知事等の許可業者による処理</u></p> <p>・<u>微量PCBの無害化認定処理施設等における処理</u></p> <p>(3) <u>電力会社による処理</u></p> <p>2 <u>PCB廃棄物の収集運搬体制</u></p> <p>・<u>国策定のPCB廃棄物収集運搬ガイドライン、JESCO北九州への搬入措置に沿った運搬</u></p> <p>3 <u>保管事業者の処理に対する支援体制</u></p> <p>・<u>PCB廃棄物処理基金への拠出</u></p>	<p>項目整理</p> <p>国計画変更によるJESCOの期間延長・区域を超えた処理</p> <p>時点修正(微量PCBの処理について追加)</p> <p>項目整理</p> <p>国計画変更によるJESCO北九州への搬入措置を追記</p>
<p>第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策</p> <p>1 県の役割</p>	<p>第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策</p> <p>1 県および大津市の役割</p>	<p>大津市の中核市への移行に伴う修正</p>

(1)PCB廃棄物の保管事業者等の把握に向けた取組

- ・PCB保管状況届出を確実にするための取組
- ・PCB保管状況届出の未届事業者に対する取組
- ・PCB含有機器使用事業者に対する取組

(2)適正処理推進に向けた保管事業者等の監視、指導等

- ア 保管事業者等に対する監視・指導等
- イ 収集運搬を行う者に対する監視・指導等
- ウ 処理業者に対する監視・指導等

(3)計画的な処理および搬入を行うための調整

- ・近畿ブロック協議会を活用した計画的な処理および搬入の調整

(4)関係機関との連携

- ・JESCO大阪やその関係機関との連携
- ・電気保安部局との連携

(5)県民、事業者等の理解を得るための取組

- ・積極的な情報公開・提供

(6)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成

2 市町の役割

- ・国および県の施策や取組に対して県民が理解を深めるよう努める

3 保管事業者の役割

- ・国および県の施策や取組への協力、県民への積極的な公開等

4 収集運搬を行う者の役割

- ・適切な運搬や、PCB廃棄物の計画的な処理の確保

5 その他関係者の役割

- ・PCB製造者等は国および県の施策や取組に協力する

第5章 その他の重要な事項

- ・低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理
- ・PCB含有機器を使用している家電製品の処理
- ・緊急時の対応 等

(1)PCB廃棄物等の網羅的な把握に係る掘り起こし調査

- ・未届事業者やPCB含有電気機器使用事業者の把握
- ・未処理事業者へ処理時期の確認

(2)適正処理推進に向けた保管事業者等の監視、指導等

- ア 保管事業者等に対する監視・指導等
- イ 収集運搬を行う者に対する監視・指導等
- ウ 処理業者に対する監視・指導等

(3)計画的な処理および搬入を行うための調整

- ・近畿ブロック協議会や広域連携会議を活用した計画的な処理および搬入の調整

(4)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の優先した処理

- ・計画的な処理により保管事業者に対する先導的役割を果たす

(5)関係機関との連携

- ・拠点的広域処理施設や関係機関との連携
- ・拠点的広域処理施設設置自治体への協力

(6)県民、事業者等の理解を得るための取組

- ・積極的な情報公開・提供

(7)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成(県のみ)

2 市町の役割

- ・国および県の施策や取組に対して県民が理解を深めるよう努める

- ・計画的な処理により保管事業者に対する先導的役割となるよう努める

3 保管事業者の役割

- ・国、県、大津市およびJESCO設置自治体の施策や取組への協力、県民への積極的な公開、JESCO設置自治体との調整等

4 収集運搬を行う者の役割

- ・JESCOへの搬入措置による適切な運搬や、PCB廃棄物の計画的な処理の確保

5 その他関係者の役割

- ・PCB製造者等は国および県の施策や取組に協力する

第5章 その他の重要な事項

- ・PCB含有機器を使用している家電製品の処理
- ・緊急時の対応 等

国計画変更による追記(掘り起こし調査)および項目整理

国計画変更による追記(期限内処理に係る指導等)
国計画変更による追記(JESCOへの搬入措置に係る指導)

国計画変更による追記(広域連携会議)

滋賀県計画として追記

国計画変更による追記(JESCO北九州との連携や地元自治体への協力等追記)、

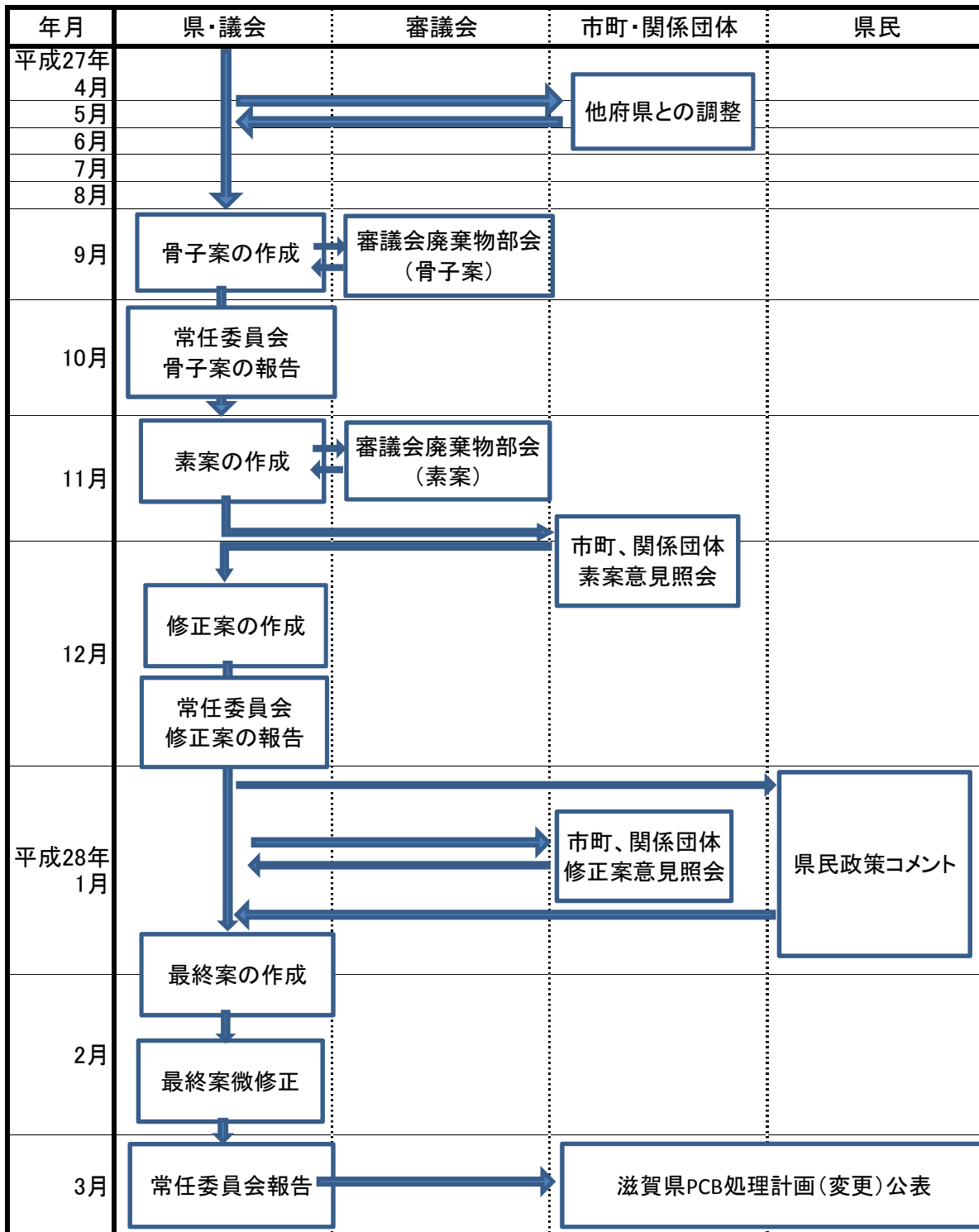
滋賀県計画として追記

国計画変更による追記(JESCO地元自治体への協力等追記)

国計画変更によるJESCO北九州への搬入措置を追記

時点修正(削除)

滋賀県PCB廃棄物処理計画の変更に係るスケジュール



※大津市とは随時協議を実施



(お知らせ)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について

平成 26 年 6 月 6 日 (金)
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課
代表：03-3581-3351
直通：03-5501-3156
課長：塚本 直也 (内：6871)
課長補佐：中野 哲哉 (内：6876)
担当：中崎 友輔 (内：6880)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 6 条に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について、本日告示しましたのでお知らせします。

1. 変更の背景

- ・ポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」という。) は、日本環境安全事業 (株) (JESCO) を活用し、処理施設が整備され、平成 16 年に北九州事業から処理を開始。
- ・平成 24 年度末時点の処理進捗率は、高圧トランス等が 56%、高圧コンデンサ等が 44%。安定器等・汚染物は、平成 21 年に北九州事業、平成 25 年に北海道事業において処理を開始。
- ・しかしながら、JESCO による世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による処理は、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成 28 年 3 月までの事業の完了が困難な状況。

2. 変更の主な内容

(1) 今後の処理体制

- ① 高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物
 - ・安全操業を第一としつつ、一日でも早期に処理
 - ・JESCO の 5 事業所の長所を生かし、処理能力を相互に活用
 - ・安定器等・汚染物の処理については、北九州事業所及び北海道事業所を活用
 - ・計画的処理完了期限、事業終了準備期間を設け、最長でも平成 37 年度までに処理を完了
- ② 微量 PCB 汚染廃電気機器等
環境大臣による無害化認定制度、都道府県知事の許可制度を活用
- ③ 低濃度 PCB 廃棄物
環境大臣による無害化認定制度を活用

(2) 主な取組

- ① JESCO における安全を第一とした適正かつ確実な処理
施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新 (国による資金の補助)、日常的な工程改善
- ② 一日でも早い処理完了に向けた処理促進策

- ・ 都道府県市、国、J E S C O、電気保安関係の事業者等が協力し、未処理事業者の一覧表の作成、処理時期の確認及び計画的処理完了期限内の処理に向けた必要な指導等の実施
 - ・ 処理費用の負担能力が低い保管事業者への支援及び意図的に処理委託を行わない者への対策検討
- ③ 微量P C B汚染廃電気機器等の処理
処理がさらに合理的に進むよう検討（課電自然循環洗浄法等）

（１）、（２）により、現状では平成 49 年度まで必要な高濃度 P C B の処理期間を、平成 37 年度までに短縮し、ストックホルム条約で求められている年限（平成 40 年）までに処理を完了することが可能。

3. 変更後のポリ塩化ビフェニル処理基本計画 別添のとおり

※別添については、環境省の報道発表ウェブページ（6月6日に掲載）を御参照ください。
<http://www.env.go.jp/press/index.php>